

奈良県における 農地中間管理事業の推進について

(公財) なら担い手・農地サポートセンター
(農地中間管理機構)

公益財団法人

なら担い手・農地サポートセンターとは

➤ 県・市町村・農業団体からの出捐により
設立された公益財団法人

➤ 概要

・ 理事長 荒井 正吾（奈良県知事）

・ 所在地 〒634-0065
橿原市畝傍町53番地
TEL 0744-21-5020

・ 設立 1972年8月（旧 奈良県農業振興公社）

➤ 「農地中間管理事業の推進に関する法律」に
基づき、奈良県が農地中間管理機構に指定



農地中間管理事業について

※農業振興地域内に限ります

① 担い手の皆さんへ農地の集積・集約をサポートします。

公的機関だから

安心です！

【農地中間管理機構】

(公財) なら担い手・農地サポートセンター

出し手さんと
受け手さんの要望を
調整してマッチング

受け手

(借受希望者)

農地を
借りたい！

・経営規模の拡大
・新規就農
・新規参入(企業)
等で
農地を探している

出し手

(地主)

農地管理を誰かに
頼みたいねえ

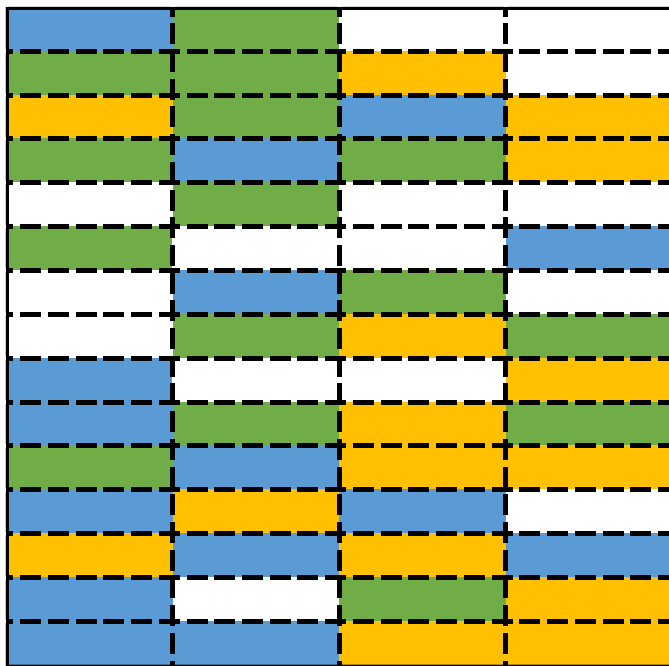
・経営転換
・規模縮小・リタイア
・農地を相続したけど...
等で
農地を貸したい

機構より貸付
(転貸)

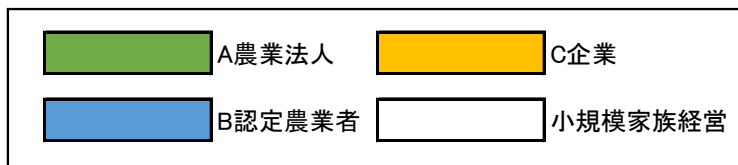
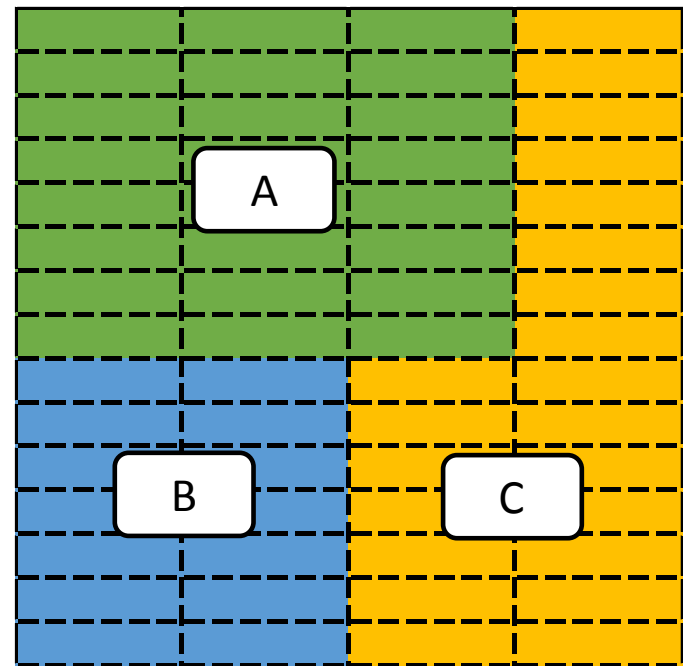
機構が借受

② 農地中間管理事業による 地域の農地集積・集約化のイメージ

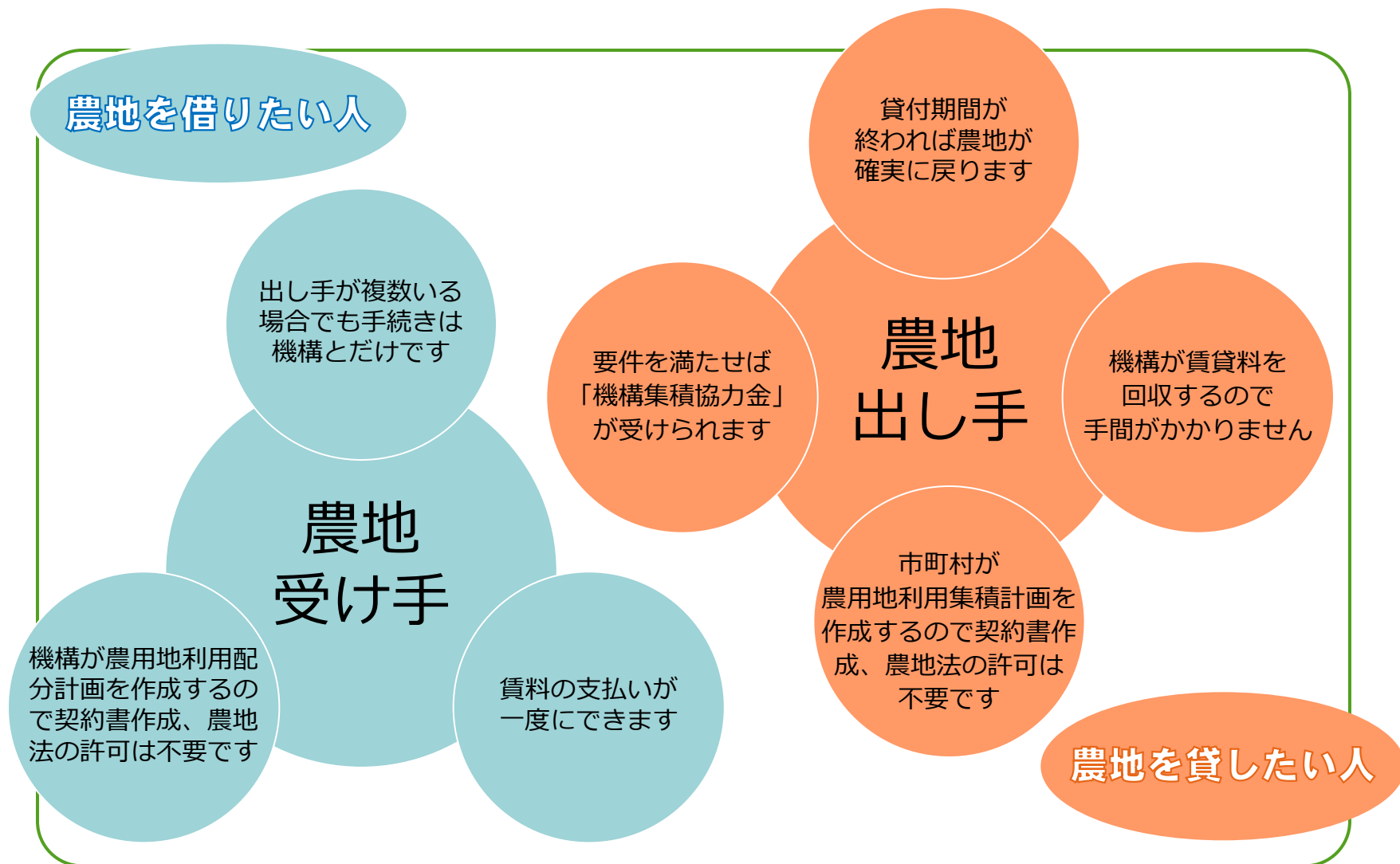
地域内の分散・錯綜した農地利用



担い手ごとに集約化した農地利用



③ 農地中間管理事業のメリット



④ 農地中間管理事業の活用例

機構は
このような
ときに使えます

受け手

- ▶ 農地を拡げて規模を拡大したい。
- ▶ 新規就農・農業参入（企業）するので農地を借りたい。

・ 機構から農地を借りられます。借受希望者公募に応募ください。

- ▶ 利用権を交換して、まとまった農地で効率よく農業したい。

・ 耕作者どうして、そろって機構に農地を貸してください。
まとまりのある形で利用できるよう配慮して転貸します。

出し手

- ▶ 経営転換やリタイアするので農地を貸したい。

・ 機構に農地を貸してください。お借りした農地は、機構が受け手に転貸します。

- ▶ このままだと荒れていく耕作放棄地を貸したい場合

・ 農地として利用可能と判断した場合は、機構が借り受けて受け手に転貸します。

⑤ 機構に農地を貸したい場合の手順



農地を貸したい場合 (出し手)

貸付希望の申込



候補農地の登録



マッチング



機構で借り受け

●「農用地等貸付希望申込書」の承諾事項を確認のうえ、機構または市町村の担当窓口にご提出ください。用紙は、機構ホームページからもダウンロードできます。

●申込書に記載された農地の状況、地番、面積、権利関係等について確認いたします。
●受け手が見込める農地を貸付候補農用地等として、あらかじめリスト化させていただきます。

●受け手とのマッチング協議で整うことが確実に見込まれる農地の借受手続きを行います。

※手続きについては、農業経営基盤強化促進法に基づく「農用地利用集積計画」への同意、市町村の公告により行います。

(様式第4号) 農用地等貸付希望申込書
(※)申込は、農業集積域内の農用地に限られます。
 平成 □□年 □月 □×日
 (農地中間管理機構) (公財)ならぬし手・農地サポートセンター 理事長 殿
 (農用地等貸付希望者)
 住 所: 奈良県○○市△△町1234-4
 氏 名: 大和 一郎 (印)
 電話番号 (携帯): 090-1234-5678

私が所有する別荘農用地等を貸し付けたいので、下記1の事項を承諾のうえ申し込みます。

1 承諾事項 記
 (1) 農地中間管理事業による手続きで、「借受希望者」が見つかるまでの間は、自ら農用地等を管理すること。
 ※借受者が見つからない場合は、農地中間管理事業の活用はできません。
 (2) 借受希望者への転貸については、農地中間管理機構(以下、「機構」という。)に一任すること。
 (3) 機構が借り受けた農用地等について、「借受希望者」へ転貸できない場合、機構が保全管理しますが、2年を経過しても受け手に貸し付けできない場合は契約を解除し、農用地等の返還となること。
 (4) 本申込書の記載情報について、農地中間管理事業の実施を目的として、本事業に関係する機関・団体・個人の範囲内で限定的に利用すること。
 (5) 農地中間管理事業規模の内容を知ること。

2 貸付希望条件等(該当する項目に○印してください)
 ・貸付期間 1. 10年未満(年) 2. 10年以上(10 年)
 ・賃料 ① 単価でよい 2. 有償(具体的な希望賃料の額— 円/10a)
 ※殺物による決済は行いません
 ・農地利用 1. 農地の利用方法に制約はつけない 2. 農地の利用方法に制約をつけたい
 { 今の形のまま利用してほしい。 }
 ・その他(具体的なことがあれば、下記にご記入ください。)
 ○○水利組合による年3回の水路出し作業、ための管理作業に参加お願いします

3 今後の参考とするため、農用地等の貸付希望申込の情報をどこでお知りになったか、お教えください。(該当する項目の○印を付けてください。複数回答可)
 ① 市町村農業担当部署 ② 農業委員会や地元農業委員 ③ 農業委員会担当部署 ④ みならげん ⑤ 土地改良区
 ⑥ 近隣農家 ⑦ SNSは報道 ⑧ ならぬし手・農地サポートセンター ⑨ 農地中間管理事業パンフレット等を見て(入手先は:) ⑩ その他(具体的に:)

⑥ 機構が借り受ける農地の条件

- 対象は、農業振興地域内の農地（「農用地」以外も含みます。）
- 再生不能と判断される耕作放棄地など、農用地等として利用することが困難でないこと。
- 十分な借受希望者が確認できること。

⑦ 機構から農地を借りたい場合の手順

農地を借りたい場合 (受け手)



借受希望の応募



公表



農地の検討



利用権の設定

- 機構が行う「借受希望者の公募」に応募いただくことが必須です。
- 募集は、年複数回、一定の区域ごとの農地について行います。
※応募用紙（農用地等借受希望申込書）は機構ホームページからダウンロードできます。
※機構または市町村の担当窓口にご提出ください。
※平成28年度は通年で公募を実施予定です。
- 応募した方の氏名、応募内容を整理して機構ホームページで公表します。
- できるだけご希望に沿った農地を紹介し、貸し付け決定ルールに基づいてマッチングを行います。
- ご希望の農地が見つければ、機構からの農地の貸し付け手続きを行います。
- 手続きは、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく「農用地利用配分計画」への同意、県の認可・公告により行います。

⑧ マッチングのルール

(優先配慮事項)

- 利用権の交換
- 集落営農に利用
- 隣接地での農業経営

(総合的勘案事項) 【上記に該当しない場合】

- 経営農地との位置関係
- 希望条件との適合性
- 地域農業の発展に資する程度
- 人・農地プランの内容
- 新規参入の効率的・安定的な農業経営への配慮

(重点事項)

- リーディング品目^(注1)・チャレンジ品目^(注2)の生産規模拡大を目指す担い手、新規就農者への農地集積

注1：柿、茶、キク、イチゴ、大和畜産ブランドなど、県の主要農産物で今後とも県農業を牽引するため振興する必要がある農産物

注2：大和野菜、切り花ダリア、有機野菜など、県の特産品として、ニーズがあり将来性が期待される農産物で、意欲ある担い手がチャレンジする取り組みに県が支援する農産物

⑨ 農地中間管理事業の推進状況

平成28年1月4日現在

1) 借受希望申込みの状況

借り受け希望申込の状況	公募範囲市町村数	応募状況(合計)		個人(任意団体含む)				法人					
				農業経営者		新規就農者		農業法人		うち集落		農業参入企業	
		面積(ha)	件数	面積(ha)	件数	面積(ha)	件数	面積(ha)	件数	面積(ha)	件数	面積(ha)	件数
平成28年1月公表時点 (H26年度第3回、H27年度の合計)	30	355.2	152	108.1	80	24.5	41	185.8	22	20.0	1	36.8	9

※奈良県の耕地面積 21,800ha

2) 貸付希望申込みの状況

貸付希望申込の状況	面積(ha)	筆数(筆)	出し手(延べ)
平成26年度・27年度合計	231.8	1,812	516

3) 転貸（マッチング）の状況
 (H26年4月1日～H27年12月31日)
 (市町村別・経営体別)

(左欄:認可件数 右欄:面積)

	認定農業者				新規 就農者		その他 農業者		計	
	個人・法人		集落営農法人		件数	ha	件数	ha	件数	ha
	件数	ha	件数	ha						
大和郡山市	4	0.8			1	0.1			5	0.9
天理市	1	0.1			1	0.1			2	0.2
橿原市	2	0.3			2	0.4			4	0.7
桜井市	4	1.5	1	8.9	3	0.6	3	0.7	11	11.6
五條市	8	3.5	1	16.6					9	20.1
宇陀市							1	0.3	1	0.3
山添村	1	0.1							1	0.1
田原本町			1	24.4	2	0.6			3	24.9
御杖村	1	0.2							1	0.2
広陵町					2	0.4			2	0.4
計	21	6.5	3	49.8	11	2.2	4	1.0	39	59.5

合計数値は、端数処理の関係上、その内訳の単純合計と一致しない場合があります。

(うち、H26年度分 17件、29.1ha)

⑩ 今後の予定

1) 受け手の公募

公募期間：①平成28年2月29日まで【現在公募中】

②平成28年3月1日～平成28年3月31日

公表：①平成28年3月初旬

【追加公募予定】

②平成28年4月初旬

(参考) 平成27年度

公募期間：平成27年6月1日～平成28年3月31日

公表：①平成27年 9月(6～8月分)、

②平成27年11月(10月分)、

③平成28年 1月(11～12月分)、

④平成28年 3月(1～2月分)、

⑤平成28年 4月(3月分)

※平成28年度は、通年で公募し公表は複数回に分けて実施を予定。

2) 出し手の農用地貸付申込みは、随時実施。

⑪ なら担い手・農地サポートセンター 平成27年度農地中間管理事業担当者紹介

担当者		業務分担
事務局長	石橋 佳昭	・事業総括
業務課長	井本 喜典	・事業評価委員会の運営
業務係長	野村 昌敏	・事業の推進及び進捗管理 ・各種手続きマニュアル等の作成
調整員	阿部 裕士	・中部Ⅰ (大和高田・御所・香芝・葛城・上牧・広陵・河合・川西・三宅・田原本)
事業推進担当	吉田 誠司	・北部Ⅰ (大和郡山・平群・三郷・斑鳩・安堵)
事業推進担当	杉村 親志	・北部Ⅱ (奈良・天理)
事業推進担当	大前 泰英	・中部Ⅱ (橿原・桜井・高取・明日香)
事業推進担当	山本 孝子	・東部 (宇陀・山添・曾爾・御杖)
事業推進担当	森 ふみ	・南部 (五條・吉野・大淀・下市・東吉野)
事業推進担当	吉野 久美子	・収入及び支出

※各地域別担当者は、貸付農地の掘り起こし、農地貸借のマッチング、県への認可手続きを行う。

ご清聴ありがとうございました。



(公財) なら担い手・農地サポートセンター
(農地中間管理機構)